

**(2) 教育委員会と首長部局との  
効果的な連携の在り方について  
今後の論点 (案)**

- ◆ 教育委員会は、政治的中立性や継続性・安定性等の観点から首長からの独立が確保されている反面、関係者との連携や組織の活性化等に意識的に取り組まなければ、自前主義に陥り、教育行政が閉鎖的になってしまう恐れもある。
- ◆ 外部に開かれた教育行政を展開し、個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、以下のような取組を意識的に行っていくことが必要ではないか。

## ○教育行政への多様な人材の参画【教育委員会事務局の機能強化】※第6～8回で議論

- ・ 一般行政職と教員出身者の連携（教育行政職の採用）  
⇒ 専ら教員出身者が対応する傾向にある指導系業務も、一般行政職と連携して対応することでバランスがとれた行政運営を実現できる。また、教育行政職採用により、一般行政職と教員出身者の垣根を取り払うことが可能。
- ・ 外部人材の積極的な登用
- ・ 外部機関（大学や民間企業や警察等の関係機関）との連携 等

## ○教育委員会のチェック機能の実質化【教育委員会会議の活性化】※第6～8回で議論

- ・ 教育委員会会議の活性化  
⇒ 教育委員による議題提案、会議前後で意見交換の機会を設ける等の議論の土壌づくり
- ・ 教育長、教育委員の資質・能力の向上  
⇒ 教育委員向けの勉強会・研修会の機会の確保、学校訪問の機会の確保 等

## ○総合教育会議等を通じた首長・他部局との連携【総合教育会議の活性化】※今回議論

- ・ 総合教育会議の活性化  
⇒ 外部人材の参画など会議の活性化に向けた取組の促進
- ・ 福祉部局等との連携の促進  
⇒ 組織改編による児童福祉部局等との連携 等

(※) このほか、「小規模自治体への対応・広域行政の推進のための方策」、「学校運営支援のために教育委員会が果たすべき役割」についても、本調査研究協力者会議で引き続き検討。

# 総合教育会議の充実について①

- 総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としている。また、教育に関する課題が多様化・複雑化していることを踏まえると、福祉部局等の首長部局との連携をより一層強化していく場としても極めて重要である。総合教育会議をより一層実質化するために、どのような方策が考えられるか。

## 【事務局の在り方について】

- 総合教育会議は、制度上、地方公共団体の長が主宰することとなっている。各自治体の実情を踏まえ、事務委任等により教育委員会が事務局を務めることも可能ではあるが、教育委員会が事務局を務める場合でも、十分な調整のもとで、首長の意向が十分に反映された議題設定等とすることが、会議の更なる活性化に資するのではないか。

他方で、首長部局が事務局を務めることとしている場合でも、単にほかに教育行政を担当している部署がない等の消極的な理由で、例えば、私学担当部署が事務局を務めたのではその趣旨が十分に達成されない可能性があるため、事務局の在り方に関しても留意が必要ではないか。

(参考) 総合教育会議の事務局について ※教育委員会の現状に関する調査 (令和2年度)

### 都道府県・指定都市

首長部局が担当した 72.1% (44自治体)、首長から教育委員会事務局に委任・補助執行等した 27.9% (17自治体)

### 市区町村

首長部局が担当した 51.3% (768自治体)、首長から教育委員会事務局に委任・補助執行等した 48.7% (728自治体)

## 【外部有識者の参画について】

- 特に、近年は、教育行政を取り巻く社会環境が多様化・複雑化し、教育委員会だけでは処理しきれない分野横断的な行政課題が多く存在している状況を踏まえると、総合教育会議を活用して、首長部局と連携しつつ対応を行うことが極めて重要であるが、法令上規定されている総合教育会議への外部有識者等の参画など、必要な知見を外部から別途取り入れる取組も積極的に促進していく必要があるのではないか。

## 総合教育会議の充実について②

### 【総合教育会議の議題について】

- 総合教育会議は、条例や予算等に係る権限を有する首長と教育委員会との協議・調整の場であり、教育委員会単独では対応しきれない様々な課題への対応や施策の推進について取り上げることが重要。各自治体の実情に応じ、それぞれが抱える教育課題のほか、例えば、子育て支援や児童福祉等の福祉部局と連携した取組等の課題を扱うことも考えられる。
- また、総合教育会議の議題については、法令上、いじめ重大事態等の「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合」は総合教育会議において協議することとなっているが、十分な開催がなされているとは言い難い。  
このような緊急の場合であっても速やかに総合教育会議で協議・調整を行い、確実に首長と教育委員会が連携して対応することを徹底することが必要ではないか。また、いじめ重大事態等における教育委員会と首長部局との連携を改善する観点から、国として総合教育会議の開催状況を把握していく必要があるのではないかと考える。

### 【その他】

- 例えば、大綱の審議や特に専門的な事項について議論する場合等について、総合教育会議での課題設定を踏まえて、総合教育会議の下に有識者等が参画したワーキングチーム等を設け、専門的な議論を深めるといった検討の在り方もあり得るのではないかと考える。
- 教育委員会会議と同様に、総合教育会議についても教育委員が遠隔でも参画できるよう、オンライン会議システム等の積極的な活用を図ることが重要ではないかと考える。

# 福祉部局等の関係部局との連携の促進について

- 教育行政を取り巻く社会環境が多様化・複雑化し、教育委員会だけでは対応しきれない分野横断的な行政課題が多く存在。今後、国においても、こども家庭庁のリーダーシップの下でこども政策が一元的に推進されていく中で、地方教育行政においても、首長との密接な連携を通じて、社会福祉等の他の行政分野との融合を図っていくことが重要。

## 【専門家の配置や職員の併任について】

- 前述の総合教育会議の活用のほか、例えば、教育委員会に社会福祉等の専門家を配置したり、教育委員会と首長部局の人事交流や併任発令等により、部局間で連携を図りやすくする工夫を行うことが重要ではないか。

(※) 例えば、以下のような取組が考えられる。

- ・ 教育委員会の担当課に社会福祉等の専門家を配置し、福祉の専門性の確保や関係部局との連携を図る。
- ・ 指導主事を子育て施策担当部署（首長部局）と併任配置し、教育施策と子育て施策の連携を図る。

## 【組織改編による機能集約について】

- また、部局改編により子育て施策担当部署の機能を教育委員会が担う取組も見られるところであり、より直接的な連携促進を図る観点から、こういった組織改編の事例や効果等についても広く周知していくことが考えられるのではないか。

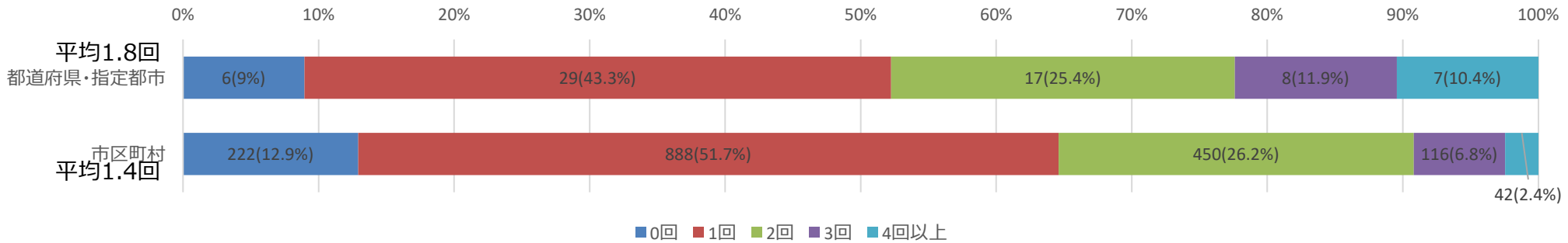
(※) 例えば、以下のような取組が考えられる。

- ・ 就学前に係る施策の一元化を図るため、保育所・認定こども園等の事務を補助執行等により教育委員会に集約して実施。
- ・ 子供の発達支援センターを教育委員会と児童福祉部局等との共管とすることで、教育と福祉の連携を図る。

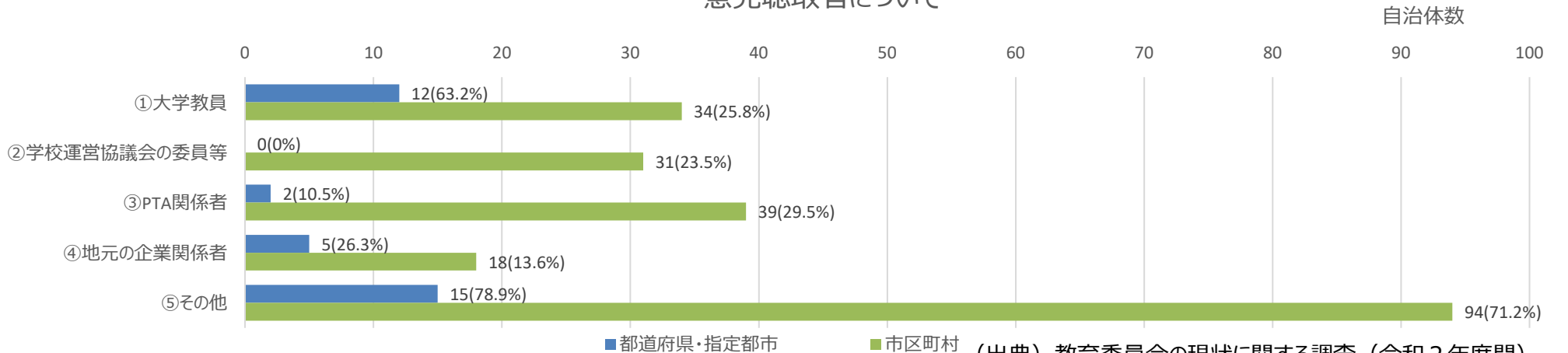
# 総合教育会議の状況①

- 首長と教育委員会が、相互に連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、地教行法第1条の4に基づき、首長と教育委員会の協議及び調整の場として総合教育会議を設けることとされている
- 総合教育会議の開催に当たっては、構成員を首長、教育長や教育委員以外に拡大する取組や教職員や有識者から意見聴取をする取組、学校現場への視察を踏まえた会議の実施等、活性化に向けた様々な取組も見られた。

## 総合教育会議の開催回数



## 意見聴取者について



(出典) 教育委員会の現状に関する調査 (令和2年度間)

※関係者又は学識経験者を有する者から、協議すべき事項に関して、1回以上意見を聴いた場合のみ回答

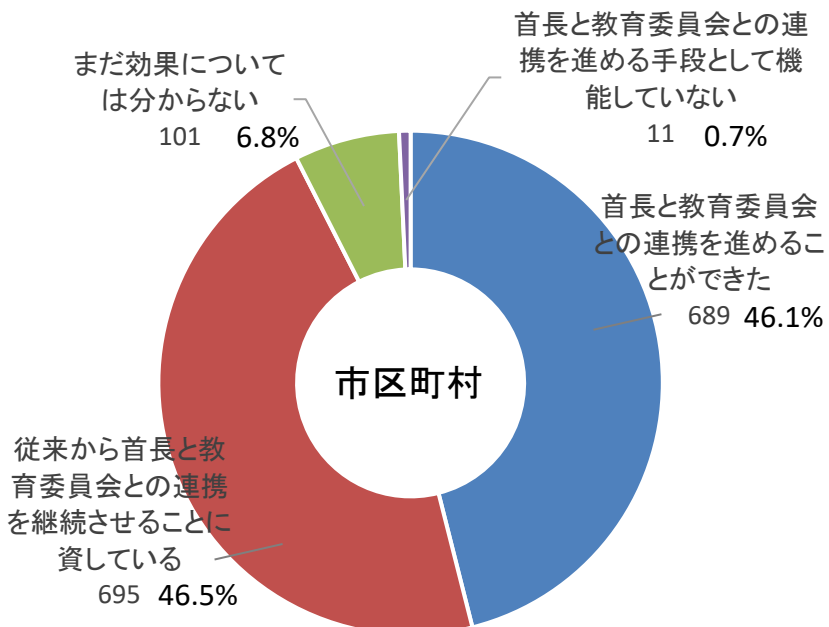
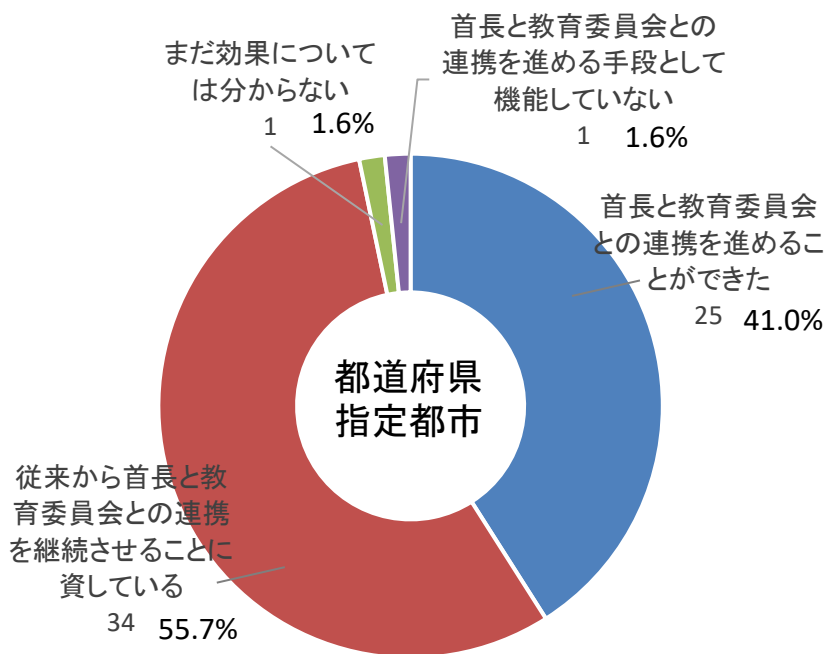
# 総合教育会議の状況② 総合教育会議の議題

総合教育会議の内容		都道府県 指定都市	市区町村
①	大綱の策定に関する協議	21	688
②重点的に講ずべき施策についての協議・調整	ア) 学校等の施設の整備(学校の耐震化を含む)	9	562
	イ) 教職員の定数の確保	4	150
	ウ) 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携	6	321
	エ) 青少年健全育成と生徒指導の連携	1	232
	オ) 居所不明の児童生徒への対応	1	34
	カ) 福祉部局と連携した総合的な放課後対策	4	143
	キ) 子育て支援	3	340
	ク) 教材費や学校図書費の充実	2	214
	ケ) ICT環境の整備	40	896
	コ) 学校における1人1台端末環境の利活用	40	807
	サ) 就学援助の充実	4	193
	シ) 学校への専門人材や支援員の配置	15	397
	ス) 学校の統廃合	3	356
	セ) 少人数教育の推進	4	193
	ソ) 学力の向上に関する施策	15	507

総合教育会議の内容		都道府県 指定都市	市区町村
②重点的に講ずべき施策についての協議・調整	タ) いじめ防止対策	11	352
	チ) コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の地域とともにある学校づくり	11	446
	ツ) 学校安全の推進	7	281
	テ) スポーツを通じた健康増進や地域活性化	6	259
	ト) 学校における防災対策や、災害発生時の対応方針	5	209
	ナ) 教職員の働き方改革	14	287
	ニ) 福祉、労働、スポーツ、文化等の関係部局と連携した障害者の生涯学習推進	2	133
	ヌ) 社会教育施設に関すること	3	368
	ネ) 文化振興に関すること(文化財保護を除く)	6	297
	ノ) 文化財保護に関すること	5	290
	ハ) その他	34	571
	③	児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整	4
④	総合教育会議の運営に関し必要な事項	6	210
⑤	その他(①～④以外)	6	150

(出典) 教育委員会の現状に関する調査(令和2年度間)





## 【1. 都道府県・指定都市教育委員会における主な成果事例】

- 総合教育会議において、本県の最重要課題である人口減少の克服や地方創生の実現ために必要な教育分野における課題等について、首長と教育委員が課題意識を共有しながら、教育大綱に基づき重点的に講ずべき施策を協議し、翌年度の「重点取組方針」を定めている。これにより、幼児教育・保育の充実、インクルーシブ教育の充実、教育のICT化やコミュニティ・スクールの取組の充実、新たな学びを先導していくための体制整備等に対応した予算が編成され、課題の克服に向けた事業等の実施が実現している。
- いじめ問題に対する対応について議論することにより、令和3年4月より第三者委員会の常設化が実現した。これにより、いじめ判明直後から迅速な初動調査が可能となった。
- 総合教育会議において、ICT活用支援のために外部人材を活用することが提案された。この提案を踏まえ、首長部局政策調整担当と連携してデジタルに関する知見を有した民間専門人材プロジェクトマネージャーを全国公募し、GIGAスクール構想の実現に向けた教職員のICT活用や児童生徒の情報活用能力向上に関する助言、情報モラル教育の充実への支援策の提案を行う「情報化推進アドバイザー」を配置した。
- 総合教育会議において、学校施設における避難所活用に関することを議論することにより、体育館や学校施設における障がい者用トイレや和式トイレを洋式トイレへ改修するための予算が措置された。

## 【2. 市町村教育委員会における主な成果事例】

- 子どもの成長や発達に応じた支援体制の在り方を議論することにより、福祉部局との連携が強固になり、福祉・教育の両方を包括的に支援する支援センターの設置につながった。
- 教員の多忙さの解消と子どもへのきめ細かな教育の取り組みのための協議を行い、人的体制の整備が進んだ。
- 少子化による児童生徒の減少に伴う教育課題を議論することにより、市長と教育委員会が情報共有することで目指すべき方向を確認し、中学校統廃合（令和4年度～）の実施につながった。
- こども園、小学校、中学校へと幼少期からの外国語活動を通して慣れ親しみ、スムーズな英語教育を推進するため、ALTの増員と英語指導員の配置を行った。